

# 第一東京弁護士会 年末年始について（令和5年度）

## 【弁護士会館】

### 1. 年末について

#### ①事務局一般業務

12月28日（木曜）正午まで

※各種登録に関する手続き等については、27日（水曜）午後4時30分まで

※窓口での証明書の発行は27日（水曜）午後4時30分まで

（証明書発行機は28日（木）正午まで稼働します。）

②23条の2照会請求申請 年内に審査を希望される方は12月22日（金曜）必着でお申し出ください（窓口での受付は午後4時30分までです。）。

③図書室業務 12月26日（火曜）午後4時30分まで

④11階面談室使用 12月27日（水曜）まで平常どおり（午後5時まで）

⑤貸室使用 12月27日（水曜）まで平常どおり（午後5時まで）

⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 12月28日（木曜）まで平常どおり

⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 12月28日（木曜）まで平常どおり（午後5時30分まで）

⑧未決拘禁者とのテレビ電話 12月27日（水曜）まで（予約も27日まで）

※12月27日の接見分の予約は、12月26日（火曜）の午後3時まで

※12月27日の予約受付（午後3時まで）は、1月5日の接見分の予約です。

⑨未決拘禁者とのFAX通信

FAX送信（弁護士会→拘置所） 12月26日（火曜）まで

FAX受信（拘置所→弁護士会）最終日は、12月25日（月曜）

⑩法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕12月22日（金曜）まで平常どおり（午後5時まで）

※FAXによる申請は12月28日（木曜）午前11時まで

### 2. 年始について

#### ①事務局一般業務

1月 5日（金曜）午前9時30分から平常どおり

②23条の2照会請求申請 1月 5日（金曜）から

③図書室業務 1月 5日（金曜）午前9時30分から

④11階面談室使用 1月 5日（金曜）から平常どおり

⑤貸室使用 1月 5日（金曜）から平常どおり

⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月 5日（金曜）から平常どおり

⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 1月 4日（木曜）から平常どおり（事件閲覧は5日から）

⑧未決拘禁者とのテレビ電話 1月 5日（金曜）から（予約も5日から）

⑨未決拘禁者とのFAX通信

FAX送信（弁護士会→拘置所） 1月 9日（火曜）から

FAX受信（拘置所→弁護士会） 1月 9日（火曜）から

⑩法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕 1月 5日（金曜）から平常どおり

## 【多摩支部】

### 1. 年末について

#### ①事務局一般業務

12月28日（木曜）正午まで

※当番弁護士業務は

12月27日（水曜）まで平常どおり

②法律相談業務〔八王子・立川・町田相談センター〕

12月28日（木曜）まで平常どおり

### 2. 年始について

#### ①事務局一般業務

1月 5日（金曜）から平常どおり

②法律相談業務〔八王子・立川・町田相談センター〕

1月 5日（金曜）から平常どおり